

4 段位授与規程 改定

2013年6月15日

(公社) 日本武術太極拳連盟第82回理事会・第2回定時社員総会
提案＝太極拳指導員委員会・太極拳技能検定委員会

<下線部が改定>

1. 授与対象者：

- 1) 4 段位への昇段は、3 段位取得後満3年以上経過した人を対象とする。
- 2) 下記に定める「中央研修会」を2回、「ブロック講習会」を1回受講した人は、「4 段位昇段第1次審査会」を受審することができる。第1次審査会において、「4 段位技術教程」の規定の項目の研修達成度の評価でA評価を得た人は、第1次審査会合格者として、第2次審査会を受審することができる。第2次審査会において、「4 段位技術教程」の規定の項目の研修達成度の評価でA評価を得た人は、第2次審査会合格者として、4 段位の認定を受けることができる。
- 3) 日本連盟本部研修会の講習会（各3日間）を6回以上受講した本部研修生にたいしては、別途、「4 段位技術教程」<資料1>に基づく研修達成度の評価を行い、A評価を得た人に4 段位を授与する。

2. 特別推薦状：

4 段位昇段審査会に参加を希望する者は、所属加盟団体長および所属都道府県連盟会長による、「特別推薦状」（「4 段位第1次昇段審査申請書」所定欄）を提出しなければならない。

3. 中央研修会とブロック講習会

1) 中央研修会：

「本部研修センター（東京）」および「大阪トレーニングセンター（大阪）」で、「4 段位昇段中央研修会（以下、「中央研修会）」を、原則として、隔月1回（平日2日間）開催する。講師は日本連盟中央講師が担当する。参加費用は1人1回2万円とする。

2) ブロック講習会：

7ブロックで「4 段位昇段ブロック講習会（以下、「ブロック講習会）」を、「4 段位研修会 実施日程」<資料3>で定める期間内に実施する。参加対象者は3段取得者とし、取得年限を設けず、講習会参加定員、参加費用等は各ブロックの状況に応じて定める。中央研修会参加者に限らず、今後中央研修会を受講する予定の人も参加できることとする。

実施日は、1回につき、平日または休日の連続した2日間とする。

「ブロック講習会」はブロック太極拳指導員委員会が主管し、講師は、4段本部研修生が担当する。

なお、「中央研修会」を受講した人が、本講習会を受講し、修了した時には、ブロック委員会は日本連盟太極拳指導員委員会宛てに、該当者のブロック講習会修了届けを提出することとする。

4. 4 段位審査会：

- 1) 開催時期：毎年10月と4月に東京会場と大阪会場で、各2日間開催する。「中央研修会」を2回、「ブロック講習会」を1回受講した人は、4 段位第1次審査会を受審することができる。受審申請は、実施月4日間のうちの1日を選んで行う。受審を希望する日程が定員を超過した場合に備えて、予め、第2～第4希望を申請することができる。
- 2) 第1次審査会・第2次審査会：受審者は最初に第1次審査会を受審し、第1次審査会に合格した人だけが、次期開催の審査会において第2次審査会を受審することができる。第2次審査会に合格した人には、第2次審査合格通知と、4 段位授与通知を行う。（太字を加筆）

5. 認定証書：

規定の研修会および審査会を経て「4 段位技術教程」<資料1>に基づくA評価を得た人を4 段位に認定し、認定証書を発給する。認定登録料は1人4万円とする。

認定登録料の分配比率は、都道府県連盟加盟団体：都道府県連盟：日本連盟＝3：3：4とする。

なお、2012年6月23日第78回理事会で承認した「4 段位授与規程」のうち、下記の2項目は削除する。 <2. 研修会参加期分け：>、<5. 継続研修会：>

以上